

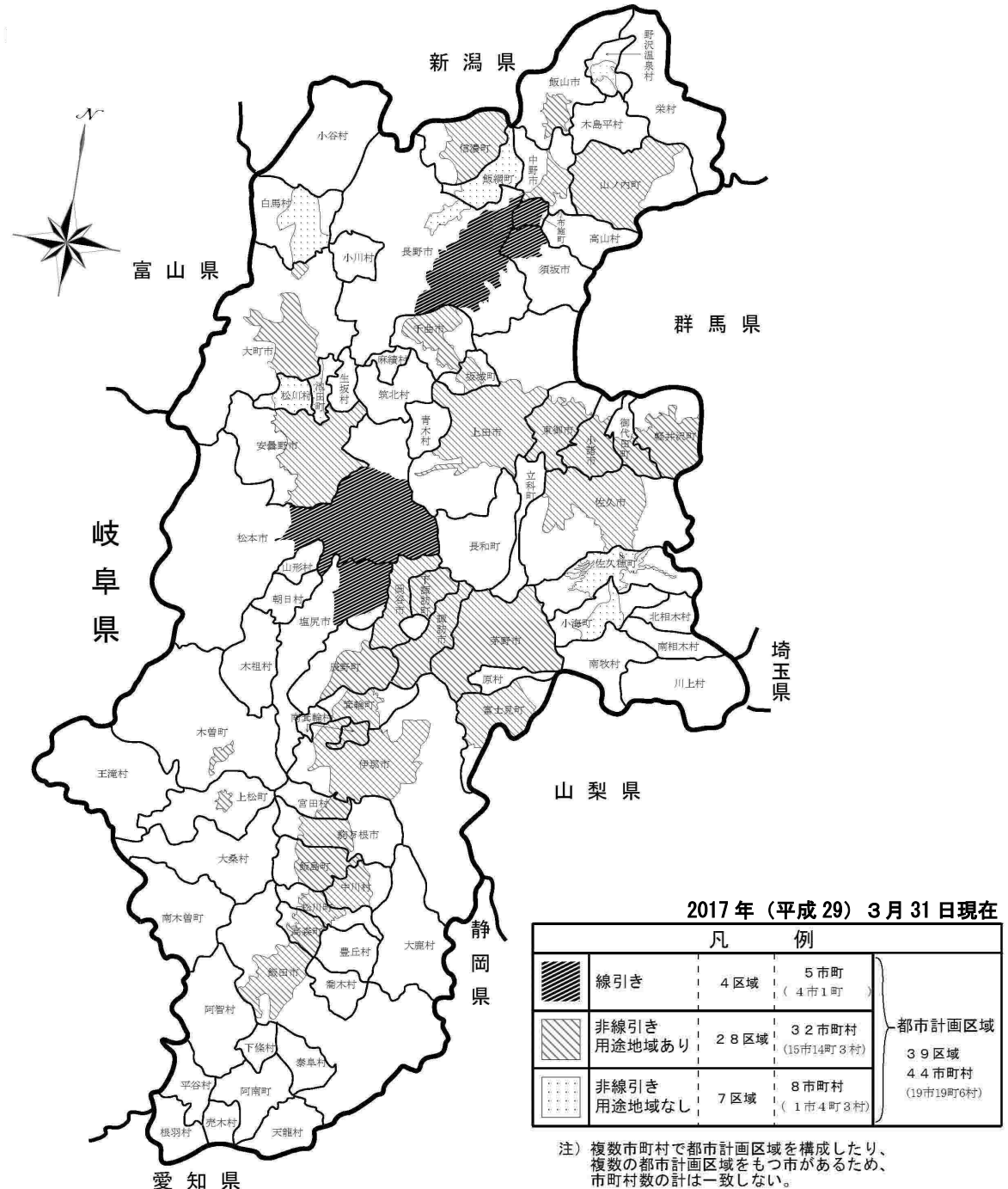
# はじめに

## 1. 長野県都市計画ビジョンの役割と位置付け

### (1) 役割

長野県都市計画ビジョン（以下「県ビジョン」という。）は、本県の優れた資産である自然環境の保全を旨として、暮らしや産業、観光の基盤となる土地利用や都市施設整備など、市町村のほか多様な主体の関わる都市づくりをよりよい方向に導いていくため、長期的な視野に立って、県全体で共有すべき基本理念や目標、方針等を示すものである。

したがって県ビジョンは、概ね 20 年先を見据え、都市計画区域に限定せず市街地から山地まで人々の活動領域全体（県土全体）を対象としている。



長野県都市計画ビジョンの対象範囲（県土全体）

## (2) 位置付け

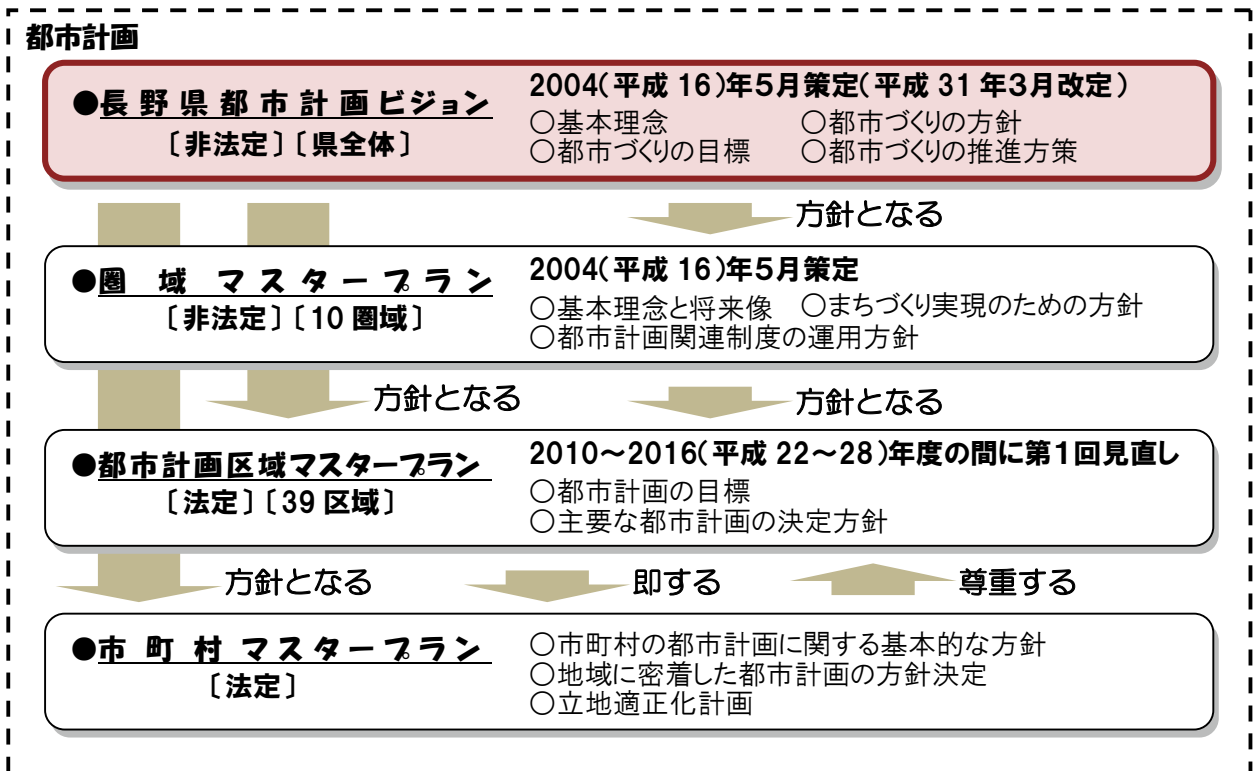
県ビジョンは非法定計画であるが、県土の都市づくり全般にかかる計画として最上位に位置付けられる。

したがって、都市計画分野で県が策定する圏域マスタープランや区域マスタープラン（正式名称：「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という。）には、県ビジョンの反映を図るとともに、これらのプランを介して、各市町村の策定する市町村マスタープラン（正式名称：「市町村の都市計画に関する基本的な方針」という。）にも反映を図るものとする。

なお、県ビジョンは、都市計画に関連するグローバルな目標や国全体で目指している社会の姿、総合計画など県が策定する上位計画の内容を踏まえるものとする。

- 長野県総合5か年計画〔県全体〕 2018(平成 30)年3月策定
- 国土利用計画(長野県計画)〔県全体〕 2016(平成 28)年9月策定
- 長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～〔県全体〕  
2015(平成 27)年 10 月策定、2016(平成 28)年 10 月改定

踏まえる



長野県都市計画ビジョンの位置付け

## 2. 長野県都市計画ビジョン改定の背景と趣旨

### (1) 前回の県ビジョン策定の背景

県ビジョンは2004（平成16）年度に初めて策定した背景には、大きく2つの時代の流れがあった。

#### ◆ 背景その1 地方分権への対応

1998（平成10）年の地方分権一括法で都市計画が自治事務となり、2000（平成12）年の都市計画法改正により、都市計画の決定権限が市町村に大きく移行した。これ以降、市町村の創意工夫で、地域の実情に応じた計画決定や制度運用の余地が広がり、各種のまちづくり条例に代表されるような、市町村独自の都市づくりの取り組みが展開されてきた。一方で、市町村の範囲を超えた実際の生活圏で一体的に考えるべき施策は市町村間の緊密な連携と調整を図ることが不可欠で、県が都市づくりの広域的かつ長期的な展望を示す必要があった。

#### ◆ 背景その2 安定・成熟型社会への転換

県の総人口は2000（平成12）年をピークに減少に転じ、人口増を前提にした発展・成長型社会から安定・成熟型社会への転換がより一層求められていた。そうしたなかで、2000（平成12）年の都市計画法改正では、それまでの発展・成長の過程で生じてきた中心市街地や郊外部の都市づくり上の課題に対し、次のような対応がなされた。

まず、中心市街地では低密度な土地利用や商店街の衰退を背景として、特例容積率適用地区制度や建蔽率の緩和、立体都市計画制度等による土地の有効利用と核づくりを主眼とした改正が行われた。一方、郊外部では開発行為の広がりと共に伴う自然環境の悪化傾向を背景として、農山村集落との共生を図りながら良好な田園環境や森林環境の形成を図るため、区域区分制度（いわゆる「線引き制度」）や開発許可制度の改正、風致地区や都市計画区域外の規制誘導手法の充実など、新たな制度手法が導入された。また、都市計画で決定すべき事項として、全ての都市計画区域で区域マスタープランの策定が義務付けられ、線引き制度は選択制に移行するとともに、都市計画決定システムの透明化と住民参加の促進が制度的に強化された。

これらの改正制度を活かして、中心市街地や郊外部に顕在化してきた諸課題への対応を図り、よりよい都市づくりを進めていくために、県として今後の都市計画のあり方を示す必要があった。

### (2) 前回の県ビジョン策定時の視点

県土の特性を踏まえ、前回の県ビジョンは以下の視点で策定している。

#### ◆ 視点その1 長野県の地域資産としての自然環境・農山村景観

本県の国内有数の自然環境や、農山村景観及びこれを形成する田園や森林を貴重な地域資産と捉え、守り育てていくものとして位置付けた。

生活圏の広域化やライフスタイルの変化に伴い、人口増が鈍化するなかでも郊外部では宅地化が進行しており、農林業の生産活動が健全に持続されてこそ発揮される田園や森林の多面的機能を確保することを重視した。

## ◆ 視点その2 県土全体を見据えた都市づくりへ

広大な面積を有する本県の持続的発展を図るためには、都市と農山村が共生しあうことが必要と考え、県土全体を見据えながら、「街」、「里」、「山」の3つのゾーンに分け、都市からみた農山村との関わりや土地利用のあり方についての方向性を示した。

## ◆ 視点その3 観光を意識した県民生活の豊かさの向上

県下各地に多彩な観光資源を有する本県においては、産業とは別に、観光を都市づくりの基本的な枠組みの一つとして捉え、本来の意味での「観光」の視点を全体的に意識した。

これにより、地域資産を大切に空間を丁寧につくり込む意識を醸成して、生活者の暮らしに対する誇りを育み、来訪者へのホスピタリティで感動を与えて満足度を高めることで、持続的な発展にプラスの効果をもたらすことを意図した。

## (3) 県ビジョン改定の背景と趣旨

前回の県ビジョンは策定から10年以上を経過したが、現状に照らしてその内容をみても今後の都市づくりの指針として十分通用するものとなっている。しかしながら、この約10年間の以下の主な事象を捉えるなかで、一定の見直しが必要となった。

### ◆ 事象その1 市町村合併の進展

2003（平成15）年から始まった平成の大合併は、前回の県ビジョン策定後の2005（平成17）年から2006（平成18）年にかけて急速に進展し、2002（平成14）年に120（17市36町67村）あった市町村は、2010（平成22）年までに77市町村（19市23町35村）に再編された。これにより、合併市町村では、合併前の旧市町村間で相互調整すべき問題が一自治体内に内在化し、広域連携の質が変化したことから、そのあり方について改めて考える必要が生じてきた。

### ◆ 事象その2 総人口の減少

前回の県ビジョンは人口減少に伴う様々な問題を認識したうえで策定しているが、近年、将来の人口動態が大きくクローズアップされ、社会的にも問題意識が高まってきた。

人口の減少は、単なる減少ではなく地域的な人口の急増や急減による居住の偏在化やコミュニティにおける年齢構成のアンバランス化も伴い、こうした変化が都市づくりに及ぼす影響がより一層顕在化してきた。

### ◆ 事象その3 東日本大震災の発生

2011（平成23）年に東日本大震災が発生し、これまで形づくられてきた都市の持続性が非常に不確実なものであるという現実を突きつけた。本県においても、都市づくりのあり方を根底から考え直させられる大きな契機となった。

またこの震災後には、本県でも比較的規模の大きな地震災害が生じ、場所を問わず、人々の安全・安心に対する意識はこれまで以上に高まってきた。

土砂災害など地震以外にも大規模な災害の脅威が潜む自然環境を地域資産として位置付ける本県では、暮らしや産業の根幹を揺るがすレベルの被害も想定し、都市づくりにおける災害リスクへの対応を考えていく必要がある。